

別表 1 審査の評価基準

項目	評価項目	審査項目	配点
提出書類 の審査	業務実績	・地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策計画の策定又は改定の実績 ・重層的支援体制整備(移行)事業計画の策定の実績 ・総合計画、福祉に関する計画策定に関する業務実績	20
	担当者実績	・担当者の地域福祉計画等の福祉計画の策定又は改定の実績、経験年数	
	業務体制	・実施体制、支援体制、役割分担等の具体的内容	
企画提案 書	改定支援のスタンス	・地域福祉計画策定支援の考え方の具体性 ・自殺対策計画策定支援の考え方の具体性	50
	計画の策定方針	・小野市総合戦略、県の地域福祉計画・自殺対策計画に対する理解度 ・地域共生社会、重層的支援体制整備事業に対する理解度	
	小野市に対する理解度	・市政に対する理解度 ・福祉に対する理解度	
	現状把握の的確性	・必要とする資料やデータの収集方法、分析方法の的確性 ・提案の地域特性やニーズ・課題への適合性	
	重層的支援体制整備事業への取り組み内容	・重層的支援体制整備事業に対する理解度 ・重層的支援体制整備事業に向け移行の推進体制、進行管理体制についての具体性、有効性	
	業務工程及び実施体制	・スケジュールの効率性、効果性 ・受託者と市の役割分担の明確性	
自由提案	各計画の達成を具現化する事業提案	・提案事業者のノウハウや知識等を生かした創意工夫、効果性	10
プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーションの説明状況	・提案内容の把握、説明の明確性 ・業務に対する取組の意欲	10
	ヒアリングにおける回答状況	・質問に対する回答の適正さ、明確性	
価 格	提案価格	・（全提案者中の最低見積額）／（提案者の見積額）×10点で算出した点数（小数点以下切り捨て）	10
合 計			100

- ・上記の項目を、審査委員が1人当たり100点満点で採点する。
- ・各審査委員の合計を総合点とし、総合点が最も高い事業者を最優秀提案者として選定する。
- ・総合点が最も高い事業者が2者以上ある場合は、企画提案書の評価点が高い事業者を、最優秀提案者として選定する。
- ・企画提案書の評価点も同点の場合は、審査委員で協議し、最優秀提案者を決定する。

- ・すべての参加事業者の総合点が60点に満たない場合は「該当者なし」とする。

【提出書類の審査の評価基準】

各評価項目は、「優れる」「普通」「劣る」の3段階で評価する。

【企画提案書の評価基準】

各評価項目は、「非常に優れる」「優れる」「普通」「やや劣る」「劣る」の5段階で評価する。

【プレゼンテーション及びヒアリングの評価基準】

各評価項目は、「優れる」「普通」「劣る」の3段階で評価する。